

東部知多衛生組合溶融スラグの有効利用促進等 に関する方針

平成31年2月

大府市・豊明市・東浦町・阿久比町
東部知多衛生組合

東部知多衛生組合溶融スラグの有効利用促進等に関する方針

1 目的

この方針は、資源循環型社会の形成をめざし、東部知多衛生組合で一般廃棄物を溶融処理することにより製造される溶融スラグ(以下「溶融スラグ」という。)について、平成19年9月28日付け環廃対発第070928001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」および平成21年10月2日付け環廃対発第091002001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進に係る通知の一部改正について」に基づき、大府市、豊明市、東浦町、阿久比町(以下「構成市町」という。)並びに東部知多衛生組合(以下「組合」という。)から発注する公共工事において活用することにより、溶融スラグの安定的、安全かつ適切な有効利用促進を図るものである。

2 溶融スラグの利用用途

- (1) 再生加熱アスファルト混合物用骨材
- (2) プレキャストコンクリート製品用骨材
- (3) 埋戻材(グラウンド排水、芝育成目土含む)
- (4) 路床材
- (5) 再生路盤材用混合骨材
- (6) その他

3 溶融スラグの利用基準

溶融スラグの利用基準については、次に掲げる基準及び規格のほか、「東部知多衛生組合溶融スラグ有効利用基準」、「東部知多衛生組合溶融スラグ品質基準」によるものとする。

- (1) 愛知県リサイクル資材評価基準(あいくる評価基準)
- (2) JIS A 5031:2016 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材
- (3) JIS A 5032:2016 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ

4 責務

(1) 溶融スラグ製造者

組合は、溶融スラグ製造者として溶融スラグ品質の責任を負うものとし、当該溶融スラグ品質に起因する問題が生じた場合には、原因究明に努めるものとする。

(2) 溶融スラグ販売者

溶融スラグ販売者は、溶融スラグ製造者と連絡・調整等を行って、供給量を勘案し、計画的な利用に努めるものとする。

(3) 溶融スラグ入り製品(二次製品)製造者

スラグを使用して作られた製品の品質については、その製品の製造者が品質の責任を負うものとする。

(4) 溶融スラグ利用者

溶融スラグ利用者は、利用にあたり溶融スラグ製造者が発行する試験成績書により溶融スラグの品質を確認しなければならない。

5 溶融スラグの売払

(1) 溶融スラグの売払については、有償とする。ただし、溶融スラグの有効利用促進のための研究開発材料として提供する場合は、無償とすることができる。

(2) 溶融スラグの売払については、「溶融スラグの売払に関する要綱」に基づき取り扱うものとする。

6 溶融スラグ利用製品の再生資源化の取り扱い

溶融スラグ利用製品を掘削することにより発生する建設副産物は、原則として再利用を図るものとする。

7 方針の見直し

この方針に関して、今後、国等において関連する指針、基準等の変更があった場合は、速やかに本方針を見直すものとする。

8 適用

この方針は、平成31年2月1日から適用する。